

平成19年10月入札契約制度の改正概要について

第1 各契約に共通する事項

1 岡山市指名停止基準の一部改正

○ 別表第12項の一部改正

ア 第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 本市発注工事において、「岡山市建設工事高落札率入札調査要綱」に基づき入札価格~~等~~詳細内訳書の提出を求められた場合に、正当な理由なく、指定された期限までに所定の内訳書を提出しない行為

(9) 本市発注工事において、提出された入札価格~~等~~内訳書及び入札価格詳細内訳書の内容を調査した結果、明らかに適正な積算に基づいて入札価格が設定されていないと認められる場合

イ 第9号の次に、次の2号を加える。

(10) 本市発注の建設工事及び物品購入等に係る一般競争入札において、入札書郵送後に、正当な理由なく、入札参加を辞退する行為

(11) 本市発注の建設工事及び物品購入等に係る一般競争入札において、正当な理由なく、指定された期限までに一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格の確認のために必要な書類を提出しない行為

※ 実施時期 平成19年10月1日

2 岡山市契約情報公表要領の一部改正

(1) 工事関係

ア 公募型指名競争入札、特殊工事公募型指名競争入札及び定型公募型指名競争入札について、入札日前日に公表していた入札概要及び指名業者名を、入札結果と併せて落札者の決定後速やかに公表することに改める。

イ 指名競争入札について、指名通知時に入札概要と併せて公表していた指名業者名を、入札結果と併せて落札者の決定後速やかに公表することに改める。

(2) 物品関係

ア 一般競争入札に関する公表要領を加える（落札決定後速やかに公表。）。

イ 指名競争入札又は見積合わせについて、指名通知時又は見積者選定通知時に入札概要と併せて公表していた指名業者名又は見積者名を、入札結果と併せて落札者決定後速やかに公表することに改める。

(3) 委託関係

ア 建設コンサルタント業務等一般競争入札に関する公表要領を加える（落札者の決定後速やかに公表。）。

イ 随意契約に関する公表要領を加える（契約締結後速やかに公表。）。

ウ 建設コンサルタント業務等一般競争入札に関する契約情報については、契約課のホームページに掲載することにより公表することに改める。

※ 実施時期 平成19年10月1日

3 岡山市競争入札参加資格及び指名審査委員会規程の一部改正

- (1) 審査の対象に物品購入等一般競争入札を加える。
- (2) 審査結果の市長への報告条項を削除する。

※ 実施時期 平成19年10月1日

第2 工事契約関係

1 岡山市建設工事一般競争入札実施要綱の一部改正

- (1) 入札参加資格に、許容価格10億円未満の場合は、原則として有資格者名簿に対象工事と同種類の工事が第1格付業者として登録されていること（土木、建築、とび（解体）を除く。）を加える。
- (2) 入札方法を従前の事前審査型から事後審査型に改める。
 - ア 一般競争入札に付す場合は、公告文を契約課のホームページに掲載する。
 - イ 入札に参加しようとする者は、申請書及び添付書類の書式を、契約課のホームページからダウンロードするか、契約課で受け取った上で、あらかじめ作成しておく。
 - ウ 入札参加者は、設計図書、入札書及び入札価格内訳書の書式を、公告した日から入札書到着期限までの間に、契約課のホームページからダウンロードするとともに、契約課において郵便入札用指定封筒を受け取る。
 - エ 入札参加者は、設計図書に関して質問があるときは、公告で指定する期間内に工事担当課あての電子メール又はファクシミリにより質問することができる。質問に対する回答は、契約課のホームページに掲載する。
 - オ 入札参加者は、入札書及び入札価格内訳書に必要事項を記入し、記名押印した上で、指定封筒に封入し、岡山大供郵便局留の配達記録郵便により、公告で指定した日から入札書到着期限までの間に到着するように郵送する。入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載する。
 - カ 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。）が1人となったときは、入札を中止する。ただし、中止することができない特別の事由があるときは、この限りでない。
 - キ 開札の結果、入札参加者の入札が、参加資格の確認を行うまでもなく、無効であることが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
 - ク 有効入札書を提出した入札参加者が2人以上の場合は直ちに落札決定を保留し、1人の場合は入札を不調とする。ただし、不調とすることができない特別の事由があるときは、この限りでない。
 - ケ 落札決定を保留した場合は、有効入札書を入札価格の低い順に並び替えて順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を参加資格の有無の確認を行う対象者（確認対象者）とする。
 - コ 同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定する。
 - サ 確認対象者は、公告で指定した提出期限までに申請書等を提出し

なければならない。

- シ 確認対象者から申請書等が提出されたときは、入札日時を基準として参加資格の確認を行う。
- ス 確認対象者の参加資格がない場合は、第2順位者から申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行う。
- セ 第2順位者の参加資格がない場合は、第3順位者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、同様の確認を行う。
- ソ 参加資格を有する者が1人となったときは、入札を不調とする。ただし、不調とすることができない特別の事由があるときは、この限りでない。
- タ 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聞き取り調査を実施することができる。
- チ 参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者を落札者と決定する。ただし、低入札価格調査又は高落札率入札調査を実施する場合の落札者の決定は、それぞれの規定による。

※ 実施時期 平成19年10月1日

2 岡山市建設工事公募型指名競争入札の試行に関する要綱の一部改正

- 入札を中止する場合と不調とする場合を明確化する。
 - ア 入札開始前に入札に参加する者（無効札となった者を除く。）が1人となったときは、入札を中止するものとする。ただし、当該入札を中止することができない特別の事由があるときは、この限りでない。
 - イ 前項ただし書きの規定に該当する場合を除き、入札開始後に有効な入札書を提出した者が1人となったときは、入札を不調とするものとする。

※ 実施時期 平成19年10月1日

3 岡山市建設工事特殊工事公募型指名競争入札の試行に関する要綱の一部改正

- (1) 岡山市建設工事の最低制限価格計算式の公表等の試行に関する要領の廃止及び岡山市建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の制定に伴い、引用箇所を修正する。
- (2) J R 近接工事の参加資格に、「とび（解体）工事の場合は、第1格付業種がとび・土工・コンクリート、又は第1格付業種が土木又は建築で第2若しくは第3格付業種がとび・土工・コンクリート」を加える。
- (3) 入札を中止する場合と不調とする場合を明確化する。

※ 実施時期 平成19年10月1日

4 岡山市建設工事定型公募型指名競争入札の試行に関する要綱の一部改正

- (1) 対象工事を、従前の「土木工事 許容価格2千5百万円以上1億円未満、土木工事以外の建設工事 許容価格5千万円以上1億円未満」から、すべての工事について「許容価格2千5百万円以上1億円未満」に改める。
- (2) 入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記載することを明記する。
- (3) 同価格の入札をした者が2人以上ある場合に落札者を決定するくじ

の方法を明記する。

ア 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は指定業者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さないものとする。

イ 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を落札者とするものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなすものとする。

(4) 入札を中止する場合と不調とする場合を明確化する。

※ 実施時期 平成19年10月1日

5 岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱の一部改正

(1) J V対象入札として、公募型指名競争入札を明記する。

(2) 岡山市建設工事一般競争入札実施要綱との整合をとるため、第4条第8項ただし書き「ただし、設計業者は、規則第4条に規定する有資格者名簿に登載されていなければならない。」を削除する。

※ 実施時期 平成19年10月1日

6 岡山市建設工事高落札率入札調査要綱の一部改正

(1) 指名競争入札において郵便入札を実施することに伴い、指名競争入札においても入札価格内訳書を入札書とともに事前提出することに改める。

(2) 調査基準価格を、従前の許容価格の95%から、「許容価格×0.9+(許容価格×0.95-入札価格の平均)×(入札価格の最高入札率-入札価格の最低入札率)」の計算式で得られた価格に改める。

(3) 最低価格入札者から入札価格詳細内訳書及び見積書の写しの提出を求めた上で、聞取り調査を行うことに改める。

(4) 高落札率入札調査における入札の無効を規定する。

(5) 最低価格入札者の入札が無効となった場合は、入札を中止することができない特別の事由があるときを除き、入札を中止することに改める。

※ 実施時期 平成19年10月1日

7 岡山市建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の制定と岡山市建設工事の最低制限価格計算式の公表等の試行に関する要領の廃止

○ 最低制限価格の計算式を、従前の「許容価格×0.75+許容価格×0.025X+許容価格×0.025Y」から、「許容価格×0.7+(有効入札価格の平均-許容価格×0.7)×(有効入札価格の最高入札率-有効入札価格の最低入札率)」に改める。

※ 実施時期 平成19年10月1日

8 岡山市建設工事競争入札心得の一部改正

(1) 指名競争入札においても、設計図書取得を契約課のホームページからのダウンロードに改めたことに伴い、第3条「設計図書経費の納入」を削除する。

(2) 入札を中止する場合と不調とする場合を明確化する。

※ 実施時期 平成19年10月1日

9 岡山市建設工事郵便入札心得の一部改正

(1) 入札書にあらかじめ固有番号を付すことを止め、入札参加者が入札

書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記載することに改めた。

- (2) 公募型指名競争入札及び特殊工事公募型指名競争入札の場合は、入札書、入札価格内訳書及び指定封筒を指名通知の際に郵送し、これら以外の場合には、入札参加者が入札書等を契約課のホームページからダウンロードするとともに、指定封筒を契約課で受け取ることに改める。
- (3) 入札回数は1回であることを明記する。
- (4) 到着期限までに入札書が到着しなかった場合、辞退とみなすのではなく、無効とすることに改める。
- (5) 入札辞退の方法を、「入札辞退届を契約課に提出する」方法だけに一本化する。
- (6) 一般競争入札において、入札書郵送後に、正当な理由なく入札を辞退した者を指名停止する規定を加える。
- (7) 入札を中止する場合と不調とする場合を明確化する。

※ 実施時期 平成19年10月1日

10 岡山市建設工事郵便入札の試行に関する要綱の一部改正

- (1) 要綱の対象から一般競争入札を除き、指名競争入札を加える。
- (2) 指名競争入札の指名通知を受けた者は、入札書及び入札価格内訳書の書式を契約課のホームページからダウンロードするとともに、契約課において指定封筒の交付を受けることに改める。
- (3) 指名通知を受けた者は、指名通知日以降入札書到着期限までの間に契約課のホームページからダウンロードすることにより、設計図書を受領することに改める。
- (4) 指名通知を受けた者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、必要事項を記入し記名押印した入札価格内訳書とともに指定封筒に封入し、岡山大供郵便局留の配達記録郵便により、入札書到着期限までに到着するように郵送することに改める。この場合において、入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載するものとする。
- (5) 到着期限までに入札書が到着しなかった場合、辞退とみなすのではなく、無効とすることに改めるとともに、入札回数は1回であることを明記する。
- (6) 同価格の入札者が2人以上ある場合に落札者を決定するくじの方法を明記する。
- (7) 入札を中止する場合と不調とする場合を明確化する。

※ 実施時期 平成19年10月1日

11 岡山市工事成績評定活用基準の一部改正

- (1) 表彰受賞が決定したときは、それ以前の累積点から9点を減ずることに改める。
- (2) 現に優遇措置を受けている者についても、重ねて表彰を受けることができることに改める。
- (3) 現に優遇措置を受けている者が重ねて表彰を受けた場合の優遇措置の期間を、現在を受けている優遇措置の終了した日の翌日から3年間に改める。

※ 実施時期 平成19年10月1日

12 岡山市優良工事施工業者表彰基準の一部改正

- (1) 表彰推薦しないことができる対象から、表彰受賞者で現に優遇措置を受けている者を除く。

(2) 表彰の時期を，毎年5月と11月に改める。

※ 実施時期 平成19年10月1日

第3 物品契約関係

1 岡山市物品購入等一般競争入札実施要綱の制定

(1) 一般競争入札の対象を，許容価格3200万円以上の物品の購入及び物品の製造の請負並びに不用品の売払いとする。

(2) 入札方法は，事後審査型の郵便入札とする。

ア 一般競争入札に付す場合は，公告文を契約課のホームページに掲載する。

イ 入札に参加しようとする者は，申請書及び添付書類の書式を，契約課のホームページからダウンロードするか，契約課で受け取った上で，あらかじめ作成しておく。

ウ 入札参加者は，仕様書等及び入札書の書式を，公告した日から入札書到着期限までの間に，契約課のホームページからダウンロードするとともに，契約課において郵便入札用指定封筒を受け取る。

エ 入札参加者は，仕様書等に関して質問があるときは，公告で指定する期間内に物品購入等担当課あての電子メール又はファクシミリにより質問することができる。質問に対する回答は，契約課のホームページに掲載する。

オ 入札参加者は，入札書に必要な事項を記入し，記名押印した上で，指定封筒に封入し，岡山大供郵便局留の配達記録郵便により，公告で指定した日から入札書到着期限までの間に到着するように郵送する。入札書のくじ用数字欄には，任意の3桁の数字を記載する。

カ 郵送した入札書は，書換え，引換え又は撤回することはできない。

キ 市長が特に必要があると認める場合を除き，入札書郵送後の入札辞退は認めない。

ク 入札回数は，1回とする。

ケ 入札の開札は，あらかじめ指定した日時，場所において，入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行する。この場合において，立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし，立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員に立ち合わせる。

コ 開札の立会人は，入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は，委任状を提出した者に限る。）とする。

サ 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。）がないときは，入札を中止する。

シ 開札の結果，入札参加者の入札が，参加資格の確認を行うまでもなく，無効であることが明らかである場合は，当該入札参加者の入札を無効とする。

ス 有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札決定を保留し，有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とする。

セ 落札決定を保留した場合は，有効入札書を入札価格の低い順に並び替えて順位を付し，第1順位の入札書を提出した者を参加資格の

- 有無の確認を行う対象者（確認対象者）とする。
- ソ 同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定する。
- タ 確認対象者は、公告で指定した提出期限までに申請書等を提出しなければならない。
- チ 確認対象者から申請書等が提出されたときは、入札日時を基準として参加資格の確認を行う。
- ツ 確認対象者の参加資格がない場合は、第2順位者から申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行う。
- テ 第2順位者の参加資格がない場合は、第3順位者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、同様の確認を行う。
- ト 参加資格を有する者がいないときは、入札を不調とする。
- ナ 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聞き取り調査を実施することができる。
- ニ 参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者として認めることができる。

※ 施行時期 平成19年10月1日

2 岡山市物品購入等郵便入札心得の制定

- 郵便入札による物品購入等一般競争入札に参加しようとする者が遵守しなければならない事項等について定める。

※ 施行時期 平成19年10月1日

第4 委託契約関係

1 委託事務事業の執行の適正化に関する要綱の一部改正

- (1) 事務事業委託審査委員会の設置に関する規定を加える。
- (2) 委託先の選定は、有資格者名簿に登載されたものの中から、業務経歴、能力、信用度等を勘案して行うことに改める。
- (3) 入札参加資格の設定又は委託先の選定は、市内業者（市内従業員10人以上の準市内業者を含む。）を対象とし、市内業者だけでは入札参加可能者数が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときなど特に必要があると認めた場合は準市内業者も対象とし、準市内業者を対象としても入札参加可能者数が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときなど特に必要があると認めた場合は市外業者も対象とすることに改める。
- (4) 同一の事務事業について、同一の委託先との間における委託契約を継続することができる規定を削除する。
- (5) 公の施設の管理運営の委託の場合の規定を削除する。
- (6) 修繕料、手数料並びに使用料及び賃借料についての準用規定を加える。

※ 実施時期 平成20年1月1日

2 岡山市建設コンサルタント業務等一般競争入札の試行に関する要綱の制定

- (1) 一般競争入札の対象を、許容価格3200万円以上の測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係建設コンサルタント業務とする。
- (2) 入札方法は、事前審査型の通常入札とする。
 - ア 一般競争入札に付す場合は、公告文を契約課のホームページに掲載する。
 - イ 入札に参加しようとする者は、申請書及び添付書類を担当課に提出し、参加資格がある旨の確認を受けなければならない。
 - ウ 市長は、参加資格の有無の確認を行い、参加資格があると認めた者には適格通知を、参加資格がないと認めた者には不適格通知を行う。
 - エ 設計図書は、公告日から入札日の前日まで閲覧に供する。
 - オ 入札参加者は、設計図書に関して質問があるときは、公告で指定する期間内に契約事務担当課あての電子メール又はファクシミリにより質問することができる。質問に対する回答は、契約事務担当課のホームページに掲載する。
 - カ 入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまでは、いつでも自由に入札を辞退することができる。ただし、入札書を入札箱に投入した後は、辞退することはできない。
 - キ 投入した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
 - ク 入札回数は、3回までとする。
 - ケ 入札を行った者のうち、許容価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、許容価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするることができる。
 - コ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
 - サ 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。）が1人となった場合は、入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者が1人となった場合は、入札を不調とする。ただし、入札を中止し又は不調とすることができない特別の事由があるときは、この限りでない。

※ 施行時期 平成19年10月1日

3 岡山市建設コンサルタント業務等競争入札心得の制定

- 建設コンサルタント業務等一般競争入札に参加しようとする者が遵守しなければならない事項等について定める。

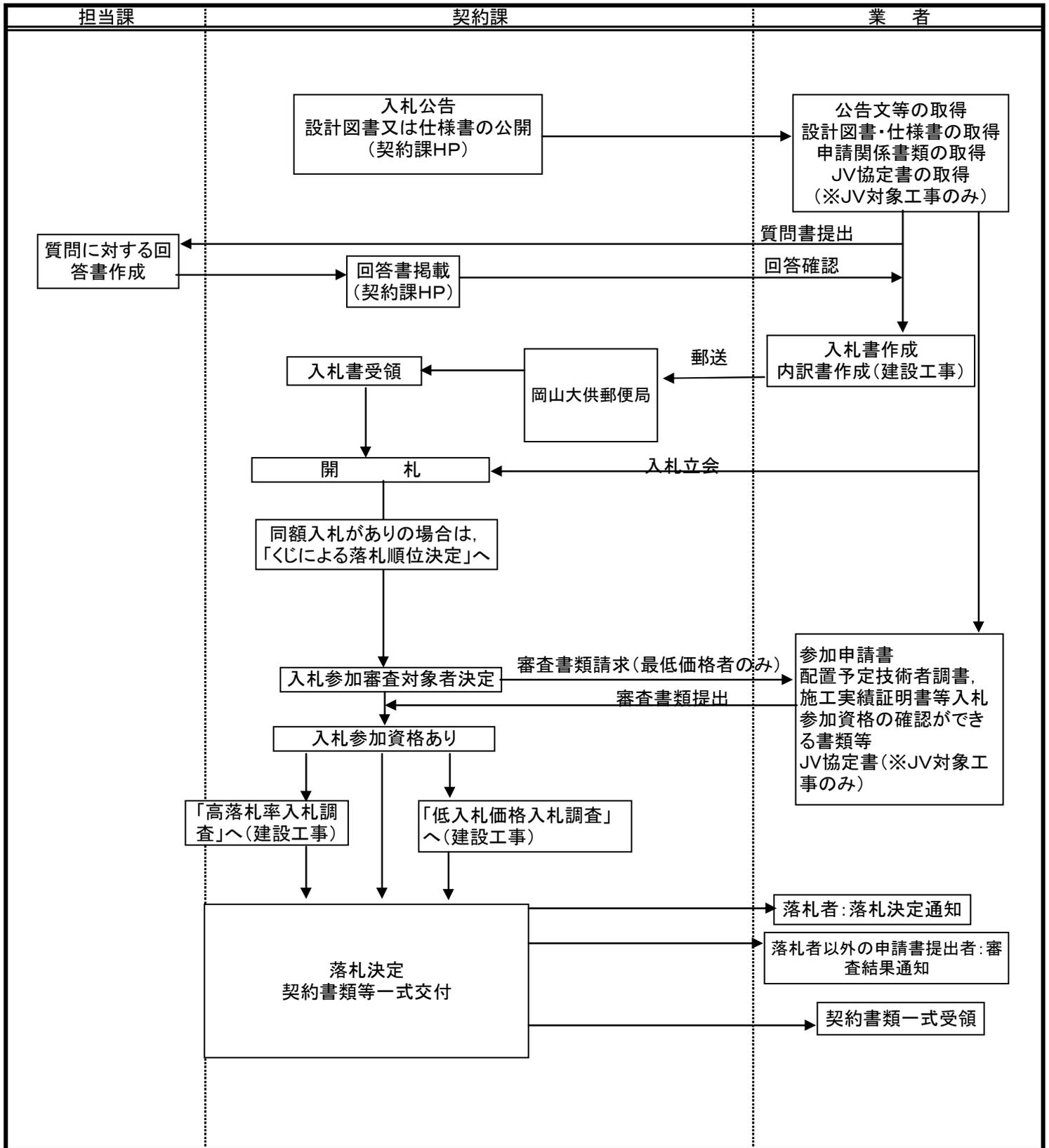
※ 施行時期 平成19年10月1日

4 点数算定方式による建設コンサルタント業務等請負業者選定手続の試行に関する要綱の一部改正

- 別途

※実施時期 平成20年1月1日予定

事後審査型一般競争入札(建設工事・物品購入等)



事前審査型一般競争入札(コンサルタント業務)

